

「中小企業等経営強化法」による税制支援措置に対する工業会証明書の発行
【税制支援措置適用期限が2025年3月31日まで2年間延長されます。】

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会

中小事業者の皆様には現在、「中小企業等経営強化法」により税制支援措置の制度が運用されています。
税制支援措置の適用期限が2023年3月31日から2年間延長の2025年3月31日までとなりました。
ただし、従来からの「生産性向上特別措置法」による固定資産の特例（先端設備等）については2023年3月31日にて制度が廃止となりました。

対象者、対象要件、適用期限、軽減措置、生産性向上要件、対象設備を下表に示します。

対象法律	中小企業等経営強化法
対象者規模	・ 資本金1億円以下の法人 ・ 常時従業員数1,000人以下（資本金を有しない法人、又は個人事業主）
対象要件	主務大臣の「経営力向上計画」の認定を受けた者
適用期限	2025年3月31日まで
軽減措置	即時償却又は税額控除10%(注7%) (注；資本金3000万円超え1億円以下の法人)
生産性向上要件	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備
対象設備	【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上／10年以内） ◆ソフトウェア（70万円以上／5年以内） (注)設備の稼働状況等に係る情報収集機能および分析・指示機能を有するものに限る。 ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ◆器具備品（30万円以上／6年以内） ◆建物附属設備 ^(注) （60万円以上／14年以内） (注)家屋と一体となって効用を果たすものを除く

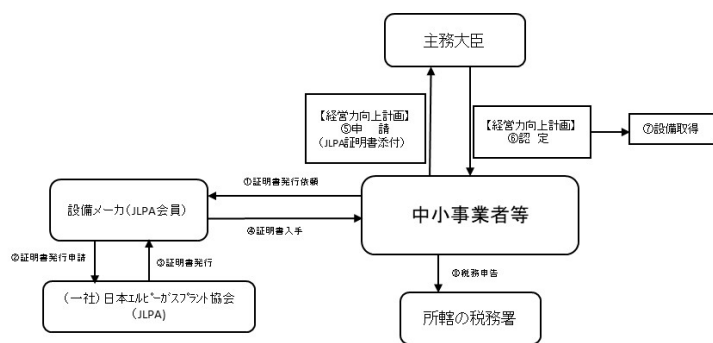
幣協会では、中小事業者の皆様が中小企業等経営強化法に基づく認定申請を行う場合の添付書類として提出する「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書」(以下、「証明書」という)の発行を行います。

※この「証明書」は「販売時期」と「生産性向上1%」の要件を満たしていることを証明するものであって、税の軽減措置の適用が受けられることを証明しているものではありません。

◆幣協会からの証明書発行先は下記に限らせて頂きます。

(一社) 日本エルピーガスプラント協会 会員企業 (会員企業は幣協会 HP (<https://jlpa.or.jp/>) 参照)

(認定申請と証明書取得の流れ)



- ①中小事業者が取得予定機器メーカー等に証明書発行を依頼する。(依頼先は製造又は取扱い幣協会会員に限ります。)
- ②依頼を受けた幣協会会員機器メーカー等は幣協会事務局に証明書発行を申請する。
- ③幣協会事務局は審査し、証明書を発行して幣協会会員機器メーカーに送付します。
- ④幣協会会員機器メーカー等は証明書を中小事業者へ原紙を送付します。

⑤中小事業者は、中小企業経営強化法に基づく認定申請時の証明書を添付します。

⑥所管行政は審査のうえ認定する。

【証明書発行手続き】

中小事業者より証明書の発行依頼を受けた幣協会会員機器メーカー等は次の書類を JLPA 事務局に送付してください。

- (1) 「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性要件証明書」(様式1)
- (2) 「チェックリスト」(様式2)
- (3) 生産性向上指数の裏付けを示す資料(例;新旧モデルの 1) 図面 2)仕様書 3)性能表 等)
※(様式1), (様式2)は(一社)日本エルピーガスプラント協会ホームページ (<https://jlpa.or.jp/>)よりダウンロードしてください。

以上(1)(2)(3), 及び返信用封筒(切手貼付)を下記宛てに送付してください。内容、確認後、証明書を発行し、返送致します。

(送付先) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル3F

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 根木 和輝 行

※本件の問合せ先

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会

根木 和輝 (E-mail neki@jlpa.or.jp)

TEL 03-5777-6167

FAX 03-5777-6168